豊見城市建設工事等の請負契約に係る指名停止に関する要領

制定 平成 29 年 8 月 30 日

(趣旨)

第1条 この要領は、豊見城市建設工事等競争入札参加資格及び指名基準等に関する規程(平成4年3月31日訓令第3号)第7条に規定する建設業者格付名簿に登録されている者(以下「有資格業者」という。)に指名停止に該当する行為があった場合の措置に関して必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

- 第2条 市長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号(以下「別表各号」 という。) に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に 定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うも のとする。
- 2 市長が指名停止を行ったときは、指名委員会は、工事の請負契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならず、又は 当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消す ものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

- 第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該 指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明ら かになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範 囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
- 2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員(明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
- 3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を 構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応 じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

- 第4条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当した ときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをも ってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。
- 2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止 の期間の短期は、それぞれ別表第1及び別表第2の各号に定める短期の2倍

- (当初の指名停止の期間が1ヶ月に満たないときは、1.5倍)の期間とする。
 - 一 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満 了後1ヵ年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に、それぞれ 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。
- 二 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第9号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3カ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第9号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)。
- 3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表 第1及び別表第2の各号並びに前2項の規定による指名停止の期間の短期未 満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1ま で短縮することができる。
- 4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表第1及び別表第2の各号並びに第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
- 5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の 事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表第1及び別表第2の 各号並びに前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することが できる。
- 6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(指名停止の通知)

- 第5条 市長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、前条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し書面又は口頭で遅滞なくその旨を通知するものとする。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。
- 2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が本市の発注した工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第6条 契約担当職員は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ市長の承認を受けたときはこの限りでない。

(下請等の禁止)

第7条 市長は、指名停止期間中の有資格業者が工事の全部もしくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第8条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(措置要件該当業者等の報告)

第9条 現場を監督する課長は、有資格業者について、この要領に定めるところにより何らかの措置を要する事由又は何らかの措置を要する恐れのある事由があると認めたときは、遅滞なく市長に報告しなければならない。

(関係発注機関に対する通報)

第10条 第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、第4 条第5項により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名 停止を解除したときは、関係機関に通報するものとする。

付 則

1 この要領は、平成29年9月1日から施行する。

別表第1 本市の区域内において生じた事故等に基づく措置基準

	本川の区域内において主じた争取寺に至って相直産中	
号	措置要件	期間
	(虚偽記載)	
1	本市の発注する工事の請負契約に係る一般競争及び指名	当該認定をした日から
	競争又は総合評価落札方式において、競争参加資格確認申	1ヶ月以上6ヶ月以内
	請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に	
	虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当で	
	あると認められるとき。	
2	(落札者の契約締結の拒否等) 応札者が落札したにもかかわらず、正当な理由なく契約 締結をしないとき。(一般競争入札等の事後審査で故意に申 請書類を提出しないで落札を逃れたと認められた場合を含 む。)	当該認定をした日から 3ヶ月以上12ヶ月以内
3	正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。	当該認定をした日から 3ヶ月以上12ヶ月以内

(過失による粗雑工事) 本市の発注した工事(以下この表において「市発注工事」 4 当該認定をした日から という。) の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと 1ヶ月以上6ヶ月以内 認められるとき(瑕疵が軽微であると認められるときを除 < ,) 5 市内における工事で前号に掲げるもの以外のもの(以下 当該認定をした日から この表において「一般工事」という。)の施工にあたり、過 1ヶ月以上3ヶ月以内 失により工事を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であ ると認められるとき。 (契約違反) 第4号に掲げる場合のほか、市発注工事の施工に当たり、 当該認定をした日から 6 契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であ 2週間以上4ヶ月以内 ると認められるとき。 (安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切で 当該認定をした日から 7 あったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は 1ヶ月以上6ヶ月以内 損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。 (市内における一般工事の公衆損害事故) 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であ 当該認定をした日から ったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損 1ヶ月以上3ヶ月以内 害を与えた場合において、当該事故が重大であると認めら れるとき。 (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切で 当該認定をした日から あったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた 2週間以上4ヶ月以内 と認められるとき。 (市内における一般工事の工事関係者事故) 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であ

ったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場

合において、当該事故が重大であると認められるとき。

10

当該認定をした日から

2週間以上2ヶ月以内

別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

号	措 置 要 件	期間
	(贈賄)	
1	次に掲げる者が本市の職員に対して行った贈賄の容疑に	逮捕又は公訴を知った
	より逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	日から
	イ 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の	4ヶ月以上12ヶ月以内
	代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩	
	書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称	
	する。)	
	ロ 有資格業者の役員(執行役員を含む。)又はその支店	3ヶ月以上9ヶ月以内
	若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務	
	所をいう。)を代表する者でイに掲げる者以外のもの	
	(以下「一般役員等」という。)	
	ハ 有資格業者の使用人でロに掲げる者以外のもの(以	2ヶ月以上6ヶ月以内
	下「使用人」という。)	
2	次に掲げる者が本市以外の県内の他の公共機関の職員に	逮捕又は公訴を知った
4	対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経な	日から
	いで公訴を提起されたとき。	ם איס
	イ 代表役員等	3ヶ月以上9ヶ月以内
	ロー般役員等	2ヶ月以上6ヶ月以内
	ハ・使用人	1ヶ月以上3ヶ月以内
3	次に掲げる者が本県以外の地域の他の公共機関の職員に	逮捕又は公訴を知った
	対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経な	日から
	いで公訴を提起されたとき。	
	イ 代表役員等	3ヶ月以上9ヶ月以内
	口 一般役員等	1ヶ月以上3ヶ月以内
	(独占禁止法違反行為)	
4	本市発注工事に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確	当該認定をした日から
	保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止	3ヶ月以上12ヶ月以内
	法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、	
	工事の請負契約の相手方として不適当であると認められる	

	とき。	
5	県内において業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条 第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不 適当であると認められるとき(前号に該当する場合を除 く。)。	当該認定をした日から 2ヶ月以上9ヶ月以内
6	県外の他の公共機関が発注した工事に関し、代表役員等 又は一般役員等が独占禁止法第3条又は第8条第1項第1 号に違反し、刑事告発を受けたとき。	刑事告発を知った日から 1ヶ月以上9ヶ月以内
7	(競売入札妨害又は談合) 次に掲げる者が、本市発注工事に関し、競売入札妨害又 は談合(以下「談合等」という。)の容疑により逮捕され、 又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等	逮捕又は公訴を知った日から 4ヶ月以上12ヶ月以内
	ロー般役員等又は使用人	3 ヶ月以上 12 ヶ月以内
8	次に掲げる者が、県内の他の公共機関が発注した工事に関し、談合等の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで 公訴を提起されたとき(前号に掲げる場合を除く。)。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等又は使用人	逮捕又は公訴を知った日から 3ヶ月以上12ヶ月以内 2ヶ月以上12ヶ月以内
9	次に掲げる者が、県外の他の公共機関が発注した工事に関し、談合等の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等又は使用人	逮捕又は公訴を知った日から 3ヶ月以上12ヶ月以内 1ヶ月以上12ヶ月以内
10	(建設業法違反行為) 県内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規 定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当である と認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内
11	市発注工事に関し、建設業法に違反し、工事の請負契約 の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2ヶ月以上9ヶ月以内

(不正又は不誠実な行為)

別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不 │ 当該認定をした日から 12正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として 不適当であると認められるとき。

1ヶ月以上9ヶ月以内

(暴力団又は暴力団関係者)

13 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者 であると認められる場合(代表役員等及び一般役員等以外 の者で、経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団 関係者であると認められる場合を含む。)。

当該認定をした日から 1 年を経過しかつ改善さ れたと認められるまで

14 有資格業者又は有資格業者の役員等が、自社、自己若し くは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加え る目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用す るなどしているとき。

当該認定をした日から 6ヶ月以上12ヶ月以内

有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力 15 団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するな ど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与し ているとき。

当該認定をした日から 6ヶ月以上12ヶ月以内

有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力 16 団関係者と密接な交際を有し、社会的に非難されるべき関 係を有しているとき。

当該認定をした日から 2ヶ月以上9ヶ月以内

17 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団関係業者 であることを知りながら、これを不当に利用するなどして いるとき。

18

19

当該認定をした日から 2ヶ月以上9ヶ月以内

有資格業者又は有資格業者の役員等が、市発注工事に関 し、暴力団又は暴力団関係者から不当介入を受け、あるい は不当介入による被害を受けたにもかかわらず本市に報告 せず、又は所轄の警察署に届けなかったとき。

当該認定をした日から 2ヶ月以上6ヶ月以内

別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が 禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、

当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内

又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣言	
され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認め	
られるとき。	